## 安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人岐阜市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業するために必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員が就業するときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止 に努めなければならない。

(安全心得)

- 第3条 会員が就業するときは、次の各号に掲げる安全心得を守り作業に従事 しなければならない。
  - (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり、慌てたりしないこと。
  - (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
  - (3) 服装、履物は、作業に合った動きやすいものを着用すること。
  - (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
  - (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
  - (6) 作業現場は、常に整理整頓を心掛けること。
  - (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
  - (8) 喫煙や酒気を帯びての就業は、絶対に行わないこと。
  - (9) 健康には、常に注意して万全な状態で就業すること。
  - (10) 仕事の前日は、睡眠を十分取るよう心掛けること。

(安全保護具)

- 第4条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を着用するとともに墜落制止用器具を使用すること。
- 2 会員は、前項のほか作業別に必要な保護具を着用し、作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第5条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守り事故防止に努めなければならない。特に自動車、バイク又は自転車の運転に当たっては、十分注意しなければならない。

(作業環境の確認)

第6条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において適正であることを確認してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第7条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中で

あることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。 (器具類の使用)

- 第8条 会員は、器具類を使用するときは、正しい取扱方法により使用しなければならない。また、火器は使用してはならない。
- 2 会員は、就業に使用する器具類について必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検により不良個所を発見したときは、その器具を使用してはならない。また、器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

- 第9条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断を進んで受けなければならない。
- 2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、仕事場との往復時若しくは就業中にけがをしたとき、又は体 に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに報告し、 応急の措置をとるようにしなければならない。

(作業別安全就業基準)

第11条 会員は、別に定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める事項のほか、センター等から指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この改正基準は、平成28年9月16日から施行する。

附 則(令和6年3月15日理事会)

この改正基準は、令和6年3月15日から施行する。